

一般社団法人 日本感染管理ネットワークホームページ掲載・会員一斉配信規程

第1条（総則）

この規程は、一般社団法人日本感染管理ネットワーク会則第18条に基づき当法人ホームページの運営と会員一斉配信に関して以下の通り定めるものである。

第2条（目的）

当法人のホームページは、感染管理に関連する情報を提供することで、会員が得た知識と技術を効果的に実践できることを目的とする。

第3条（事業）

当法人のホームページは前条の目的を達成するために以下の事業をホームページ上で行う。

- （１）当法人（地方会含む）が主催する学術集会および総会などに関する案内
- （２）当法人（地方会含む）が共催、協賛、後援を行う研修会などに関する案内
- （３）当法人の法人会員が主催する研修会などで理事会の承認を得たものに関する案内
- （４）当法人の法人会員が共催する研修会などで理事会の承認を得たものに関する案内
- （５）当法人の会員より当法人の事業目的に則した会員の知識とスキル向上に寄与するもので、ホームページ掲載の希望があり理事会で承認を得たものに関する案内
但し、緊急性のあるものについては、代表理事（代表理事不在の場合は副代表理事）の決済により掲載することができる。
- （６）会員への実態調査、学術集会などの事前申し込みなど

第4条（掲載方法）

- （１）掲載形態は、pdfの添付もしくは該当ホームページへのリンクとする。
- （２）当法人の事務局へ申し込むこと

第5条（会員一斉配信）

会員へ情報を提供する場合、会員のメールアドレスへ一斉配信することができる。但し、添付ファイルは2MB以下とする。

- （１）第3条（３）（４）（５）については有料で配信することができる。
- （２）第3条（１）（２）の地方会の案内については、無料で配信可能とし回数制限はない。

第6条（会員限定）

以下の事項を掲載する。

- (1) 情報提供者（もしくは主催者）及び理事会が特に会員に限定し掲載することと判断したもの。
- (2) 学会誌

附則

本規程は平成 23 年 7 月 30 日から施行する。

本規程は平成 27 年 8 月 29 日から施行する。

本規程は令和 5 年 9 月 10 日から施行する